

相談支援事業所の請求について【概要】

（１）サービス利用支援費の算定要件

案を作成し、支給決定がおりた後、本計画を作成し、その本計画に利用者又は保護者より同意のサインをもらった日に成立し、その月の提供分として算定できる。請求時には同意の日を入力する。

（２）継続サービス利用支援費の算定について

あらかじめ受給者証で定められた月（やむを得ない場合は翌月）に、利用者の居宅に訪問し、利用者又は保護者との面接を行った日（この内容を記録）に成立し、その月の提供分として算定できる。請求時には面接を行った日を入力（継続サービス利用支援費の算定に同意のサインは不要だが、区や保健センターへ報告するためのモニタリング報告書には同意は必要）

モニタリングの結果、計画を作成・変更した場合（支給決定が追加や支給量の変更、支給期間の更新時）は一連の行為として、利用支援費のみの請求となるため、注意。

※同月に、利用支援費と継続サービス利用支援費の両方を算定できる場合の請求については、後ろの方（継続サービス利用支援費）の日付を入力して請求します。

※計画の同意を得る前のモニタリングは請求として成立しませんのでご注意ください。

（３）サービス提供時モニタリング加算

実施の機会に定めはなく、計画に位置付けられたサービスの提供場所において、提供場面を確認、記録した場合に算定できる。

受給者証番号の記載内容（受給者番号やモニタリング期間）と相違する請求データが散見されますので、よくご確認の上、請求して頂くようお願いいたします。

相談支援事業所の請求について【詳細】

(1) サービス利用支援費の算定について

- ※ 算定はサービスの支給決定開始日に関わらず、本計画に同意のサインをもらった日に成立します。(詳細は告示・留意事項・Q&A 参照)

ex.・・・R1.6/1 から R2.5/31 までの居宅介護の支給決定が、R1.5.20 に決定された場合、5/26 に同意のサインをもらったら 5 月提供分として請求し、6/5 に同意のサインをもらったら 6 月提供分として請求。

- ※ 一連の行為として、計画を作成するもととなるモニタリングからすべて同一の事業所でおこなった場合に成立します。

ex.・・・A 事業所がモニタリングを行ない、B 事業所が本計画を作成した場合、請求算定は成立しません。事業所を変更する場合は十分ご注意ください。

- ※ 本計画作成は「総合支援法」において、新規の支給決定や支給決定の変更のもののみが該当します。

ex.・・・移動支援については該当しません。

利用するサービス事業所（居宅や生活介護等の事業所）が変更になっただけの場合は該当しません。

相談支援事業所が変更になっただけの場合は該当しません。

- ※ 計画に変更があった時に、既存のサービスの更新時期が近い場合、更新の計画を省略する場合がありますので、省略された更新の計画については請求できません。

ex.・・・4/15 に生活介護の追加の支給決定があったが、もともと支給決定されていた居宅が 5/31 までの支給期間であり、6/1 からの更新を迎える場合、4/15 の計画で 6/1 からの案も提出されたとし、あらためて更新にかかる計画案の提出は省略とする場合があります。省略するかどうかは、支給決定を行っている各区役所・支所でご確認下さい。省略する場合の更新前の最終モニタリングの実施については、モニタリングの設定の有無によります。

(2) 継続サービス利用支援費の算定について

- ※ 受給者証で定められた月（やむを得ない場合は翌月）に、利用者さんの居宅等（病院に入院中等以外の方は、居宅です）を訪問し、利用者または保護者へ面接等をおこない、その記録を作成した場合に成立します。(詳細は告示・留意事項・Q&A 参照)

受給者証に記載のモニタリング期間に該当した月での請求かどうか、必ず確認をお願いします。

- ※ 支給決定を行っている各区役所や支所へ提出して頂く「モニタリング報告書」には同意

のサインが必要ですが、継続サービス利用支援の請求算定要件には同意のサインはありません。

モニタリング報告書は、定められた期間の最終モニタリング、モニタリング後計画を変更することになった場合、更新時に提出が必要となります。(それ以外は基本的に提出不要です)

モニタリングの結果、計画が変更になった場合は一連の行為として、サービス利用支援費のみの請求算定となり、継続サービス利用支援の請求はできません。更新時のモニタリングも一連の行為となり、利用支援費の請求のみとなります

(3) サービス提供時モニタリング加算の算定について

※ 計画に位置付けられたサービスを提供する事業所や、提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することで、状況を詳細に確認、記録をした場合に算定できます。(詳細は告示・留意事項・Q&A 参照)

ex.・・・利用者の居宅をサービス提供場所として訪問して、サービス提供時モニタリング加算としての算定要件を満たした場合に、同時に継続サービス利用支援費の支援内容も行い算定要件を満たした場合は、それぞれの記録等を行い、同日に両方の算定をすることはさしつかえありません。

相談支援事業所の請求についての重要な参考資料

1、計画相談支援請求について重要な4つ（Q&A、告示、留意事項通知）

掲載場所：ウェルネットなごやの

- ①事業所の方へ → ②障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 →
- ③運営に関するお知らせ → ④関係通知その他参考情報 →
- ⑤計画相談支援に関する通知等 → ⑥計画相談支援給付費の算定・報酬について

2、集団資料の資料（令和元年度）のP33～37

掲載場所：ウェルネットなごやの

- ①事業所の方へ → ②障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 →
- ③運営に関するお知らせ → ④集団資料における配布資料 →
- ⑤令和元年度の集団資料

3、事業者等ガイドブック（指定を受けられた時の基本説明）

掲載場所：ウェルネットなごやの

- ①事業所の方へ → ②障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務 →
- ③運営に関するお知らせ → ④集団資料における配布資料 → ⑤事業者等ガイドブック

その他参考資料

ウェルネットなごや → 事業所の方へ → 新着情報 2019年2月22日の資料もご確認下さい。

（問い合わせ先）

障害者支援課認定支払係（TEL972-2602）